

告 示 第 9 6 8 号

令和 8 年 8 月 7 日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

地籍調査成果デジタル化及び閲覧システム導入業務委託契約に係る制限付き一般競争入札の実施について（公告）

地籍調査成果デジタル化及び閲覧システム導入業務委託契約に係る制限付き一般競争入札を下記のとおり行うことについて、本入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第 167 条の 5 第 2 項及び第 167 条の 6 第 1 項並びに鹿児島市契約規則（昭和 60 年規則第 25 号）第 3 条の規定により公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 業務名

地籍調査成果デジタル化及び閲覧システム導入業務委託

(2) 履行期限

令和 9 年 2 月 26 日

(3) 業務概要

現在、紙媒体で保管されている地籍図、基準点網図、一筆地座標値及び基準点座標値等をデジタル化し、市民・事業者等が必要な地籍情報を確認できる環境を整備する。

(4) 業務場所

鹿児島市山下町ほか

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 鹿児島市業務委託等入札参加有資格者名簿に大分類「情報処理業務」のうち小分類「システム開発業務」及び「データ入力業務」の両業種として登録されている者であること。

(3) 鹿児島市業務委託等入札参加資格審査申請において、取引希望する業種に大分類「情報処理業務」のうち小分類「システム開発業務」及び「データ入力業務」の両業種と選択し

ている者であること。

- (4) 本入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (5) 本公告の日から入札参加資格申請の提出期限の日までの間において、鹿児島市業務委託等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成11年4月16日制定）に基づく指名停止又は鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 平成28年度以降に行政資料のデジタル化等を行う業務委託を完了した実績があること。
- (8) 管理技術者は文書情報管理士（上級）の資格を有し、鹿児島県内に在住又は常駐する者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを配置できること。
照査技術者は基本情報技術者の資格を有し、かつ、文書情報管理士の資格又は行政資料デジタル化の実務経験を有する者であって、連続して3月以上の直接的な雇用関係にあるものを配置できること。
- (9) 本公告の日現在において、本市内に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (10) 納期の到来している市税を完納していること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を所定の期日までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められたものでなければ、この入札に参加することができない。
 - ア 制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式あり）
 - イ 業務実績表（様式あり）
 - ウ 配置予定の技術者調書（2(8)関係。様式あり）
- (2) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

4 申請関係書類の受付要領

- (1) 申請関係書類の受付期間
本公告の日から令和8年8月17日（月）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）
- (2) 申請関係書類の受付時間
午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）
- (3) 申請関係書類の受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

鹿児島市建設局道路部道路管理課地籍調査係（東別館 5 階）

電話 099-216-1430（直通）

(4) 提出部数

各 1 部

(5) 提出方法

郵送、宅配便（受付期限までに必着とし、天災を除き、輸送途中のトラブル等は考慮しない。）又は持参

(6) その他

本業務に係る仕様書（以下「仕様書」という。）、申請書等は、全て本市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）において入手することができる。

5 入札参加資格の審査、通知等

- (1) 入札参加資格は、提出された書類により審査し、その結果は書面で通知する（令和 8 年 8 月 18 日（火）発送予定）。
- (2) 入札参加資格がないと認められた者は、通知を受けた日から 2 日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に市長に対して、入札参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。なお、説明を求める場合には、4 (2) の受付時間内に受付場所に書面を持参して行わなければならない。
- (3) (2) の説明を求められたときは、令和 8 年 8 月 24 日（月）までに書面により回答する。

6 設計図書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 仕様書及び見積り用閲覧書（以下「設計図書等」という。）は、本公告の日から令和 8 年 8 月 25 日（火）までの間、本市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (2) 設計図書等に関して質問がある場合には、質問書様式に質問事項を記載し、電子メールで送付して行わなければならない。

ア 受付期間及び受付時間

本公告の日から令和 8 年 8 月 14 日（金）午後 4 時 30 分まで

イ 受付電子メールアドレス

dkan-chiseki@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問書様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

- (3) (2) に対する回答は、質問を受け付けた日から 3 日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の日から令和 8 年 8 月 25 日（火）までの間、本市ホームページ上に、質問の内容とその回答を掲載する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の方法

- (1) 入札書は、9に掲げる日時及び場所に直接持参し、入札執行者に提出すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、3回とする。

9 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年8月25日（火）午前10時

(2) 場所

鹿児島市役所別館3階300会議室

10 落札者の決定方法

予定価格の範囲内でかつ最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札した者を落札者とする。

11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金は、鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除とする。
- (2) 契約保証金は、鹿児島市契約規則第26条第9号の規定により免除とする。

12 最低制限価格

設定する。

13 開札の日時

開札は、9に掲げる日時及び場所において行う。

14 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札に参加する資格のない者及び申請書に虚偽の記載をした者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - エ 2 以上の入札書（他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。）による入札
 - オ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - カ 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - キ 再度入札における前回の入札の最低金額以上の金額による入札
 - ク 明らかに連合によると認められる入札
 - ケ その他入札に関する条件に違反した入札
- (2) 代理人による入札をしようとするときは、入札前に委任状を提出すること。
 - (3) 初度又は再度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者及び失格した者は、その後の再度の入札に参加することはできない。
 - (4) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
 - (5) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 5 入札又は開札の延期

やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、入札又は開札を延期することがあり、この場合、入札参加希望者には別途通知する。

1 6 配置予定技術者の確認

落札者の決定後、申請関係書類に記載した配置予定の管理技術者及び照査技術者についての変更は、原則として、認めないものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、2 (8)に掲げる基準を満たす他の管理技術者及び照査技術者に変更することができる。

1 7 契約締結の申出期限等

落札者は、落札決定の通知を受けた日から5日以内（土曜日及び日曜日を除く。）に契約に必要な書類を提出しなければならない。

1 8 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市建設局道路部道路管理課地籍調査係（東別館5階）

電話 099-216-1430 (直通)

電子メールアドレス dkan-chiseki@city.kagoshima.lg.jp